ハ）施工計画
・工事中安全対策全般に関する留意事項
①　安全管理体制
②　夜間通行止め・車線規制実施時に関する安全対策に関する留意事項
③　夜間通行止め作業日数削減に向けた取組み
④　土工及び施設工事等との工事輻輳の際の安全対策に関する留意事項
ニ）工事中のコスト削減
・契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方
３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。
４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑸　上記⑷により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

⑺　上記⑵２）で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　コストオン方式に関する事項

⑴　コストオン協定書及びコストオン対象に係る売買契約の締結
①　別途当社が調達を行うコストオン対象の契約締結後、当社、当該工事の請負人及びコストオン対象の契約の相手方の３者間でコストオン方式に関する協定を締結するものとする。
②　前記のコストオン協定書を締結後、コストオン対象の契約の相手方との間で売買契約を締結するものとし、その写しを当社に提出するものとする。
③　コストオン対象に係る契約の変更は、上記の手続きの後、当社と本体工事の請負人で協議して定める
④　①の協定書及び②の売買契約書の案は、入札説明書に示すものとする。

⑵　コストオン対象に係る総括管理及び施工
①　コストオン対象に係る施工は、コストオン対象以外の施工と同様、本体工事の請負人が総括して行う。
②　ただし、コストオン対象に関して、当社とコストオン対象の契約の相手方の契約に係る事項及びコストオン協定書に特段の定めのある事項を除く。

⑶　コストオン対象物品　本工事におけるコストオン対象物品は防護柵とし、規格、数量等の具体的内容は仕様書による。

５　入札手続等

⑴　担当部署　〒760―0065 香川県高松市朝日町四丁目１番３号　西日本高速道路株式会社四国支社　総務企画部　経理課　課長代理　吉沢　忠朋　電話087―825―1886

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成25年１月16日（水）から平成25年３月26日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　交付場所　上記５⑴に同じ。
③　交付方法　直接交付する。なお、コストオン対象物品単価表は、当社が工事材料・機器の調達先及びその価格を決定した後、コストオン対象物品の入札公告を含む関連資料と共に、別途本工事の請負人に交付する。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成25年１月17日（木）から平成25年２月５日（火）までの休日除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出場所　上記５⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。

⑷　入札書の提出期限、場所及び入札書の提出方法
①　提出期限　平成25年３月27日（水）午後３時00分
②　提出場所　上記５⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑸　開札の日時及び場所
①　開札日時　平成25年３月28日（木）午後１時30分
②　開札場所　上記５⑴の１階入札室

６　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
イ）入札保証金　免除
ロ）契約保証金　納付
ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　低入札価格調査　上記３⑴ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

⑺　入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

⑻　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

⑼　手続における交渉の有無　無

⑽　契約書作成の要否　要

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑿　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。

⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。